

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公表番号】特表2018-538267(P2018-538267A)

【公表日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2018-526144(P2018-526144)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/454	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/14	(2006.01)
A 6 1 P	17/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/454	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	11/02	
A 6 1 P	27/14	
A 6 1 P	17/04	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	11/06	
A 6 1 P	43/00	1 1 3
A 6 1 K	9/08	

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月4日(2019.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グルタル酸、クエン酸、-ケトグルタル酸、酒石酸、酢酸、プロピオン酸およびそれらの混合物から選択される有機カルボン酸を含んでなる、ビラスチンの過飽和水溶液。

【請求項2】

前記有機カルボン酸がグルタル酸である、請求項1に記載の水溶液。

【請求項3】

前記ビラスチンの濃度が、飽和溶液中のビラスチンの濃度の少なくとも1.3倍である、請求項1または2に記載の水溶液。

【請求項4】

前記ビラスチンの濃度が、20~25の温度および4.2以上のpH値で、少なくとも2.5mg/mlである、請求項1~3のいずれか一項に記載の水溶液。

**【請求項 5】**

前記ビラスチンの濃度が、20～25の温度および4.2以上のpH値で少なくとも3.5mg/mlである、請求項4に記載の水溶液。

**【請求項 6】**

前記ビラスチンの濃度が、20～25の温度および4.2～4.4のpH値で、少なくとも2.5mg/mlである、請求項5に記載の水溶液。

**【請求項 7】**

請求項1において定義されるビラスチンの水溶解度を増大させるための、グルタル酸、クエン酸、-ケトグルタル酸、酒石酸、酢酸、プロピオン酸およびそれらの混合物から選択される有機カルボン酸の使用。

**【請求項 8】**

請求項1～6のいずれか一項において定義される過飽和水溶液を調製する方法であって、

(a) pH 3～6の水中でビラスチンと前記有機カルボン酸とのスラリーを調製する工程と、

(b) 工程(a)の前記スラリーを加熱して溶液を得る工程と、そして

(c) 前記溶液を冷却する工程と

を含んでなる、方法。

**【請求項 9】**

請求項1～6のいずれか一項において定義される過飽和水溶液を調製する方法であって、

(a) ビラスチンと前記有機カルボン酸との共結晶を調製する工程と、そして

(b) 工程(a)の前記共結晶を水または水溶液に溶解する工程と  
を含んでなる、方法。

**【請求項 10】**

請求項1～6のいずれか一項において定義される過飽和水溶液と、少なくとも1種の薬学的に許容される添加剤とを含んでなる、医薬組成物。

**【請求項 11】**

アレルギー性疾患または障害の治療において使用するための、請求項1～6のいずれか一項において定義される過飽和水溶液または請求項10において定義される医薬組成物。

**【請求項 12】**

前記アレルギー疾患または障害が、鼻炎、結膜炎、鼻結膜炎、皮膚炎、蕁麻疹および喘息から選択される、請求項11に記載の水溶液または医薬組成物。